

## 奈良市ボランティアインフォメーションセンター 団体登録規約

奈良市ボランティアインフォメーションセンター（以下「センター」という。）には、団体が市民公益活動のために利用することができる会議室やロッカー・メールボックスを備えています。それぞれの会議室やロッカー・メールボックスを利用するための団体登録に関する規約を次のとおり定めます。

- (1) 団体登録できる団体は、奈良市を中心に活動する市民公益活動団体（\*）とします。
  - (2) 次に該当する団体は、団体登録できません。
    - ・営利を目的とする団体
    - ・宗教活動、政治活動や選挙運動を主たる目的とする団体
    - ・暴力団またはその統制下にある団体
    - ・法令または公序良俗に反する団体
    - ・単に団体の構成員のみを対象とした活動を行っている団体
  - (3) 全国的な規模で活動している団体については、主として奈良市内で活動する団体名（支部名等）で登録してください。
  - (4) 団体登録の申し込みは、センターの定める各規約に同意したものととして受理されます。
  - (5) 登録に当たっては、所定の用紙に、団体の規約・団体の会員の名簿を添付して、センター事務室に提出してください。
  - (6) 登録後、住所・電話番号・代表者名などの変更がありましたら、速やかにセンター事務室までご連絡ください。また、活動状況などについて、別途報告を求められることがあります。
- (\*) 市民公益活動団体：地域自治組織（自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて組織された団体をいう。）、NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、ボランティア団体その他の団体で、市民公益活動を継続的に行うものをいう。